

## 社会福祉法人 中藤福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 中藤福祉会（以下、「当法人」という）の役員等の報酬について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員を併せて役員等という。

### (報酬の支給基準)

第3条 役員等に対する報酬は、次の業務について支給するものとし、別表に定める額を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支払われている役員等並びに役員等兼務しているものは報酬を重複支給しない。

- (1) 理事会の出席
- (2) 評議員会の出席
- (3) 監事監査の出席
- (4) 評議員選任・解任委員会の出席
- (5) 法人及び施設業務のための出勤
- (6) 法人及び施設業務のための出張（日当）

- 2 役員等報酬は、予算の範囲内で報酬を支給するものとし、理事長に対する報酬は各年度180万円を上限とする。理事、監事、評議員選任・解任委員に対する報酬は各年度80万円を上限とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬の支給は月単位とし、職員給与の支給日に振込にて支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (出張旅費)

第5条 役員等が法人及び施設業務のため出張する場合は、旅費として宿泊費、旅費、その他付随費用を実費にて支給するものとする。

- 2 旅費は原則として、出張後精算するものとするが、必要に応じて事前に概算額を仮払いし、出張後精算することができる。

### (役員の退任)

第6条 役員等が任期満了や辞職等により退任したときには、慶弔規程に定める記念品を贈呈する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支払われている役員等には慶弔規定に定める記念品の贈呈はしない。

### (公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2 第1項 2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は平成29年10月1日から施行する。

別 表

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	日額 8, 0 0 0 円
理 事	日額 4, 0 0 0 円
監 事	日額 4, 0 0 0 円
評 議 員	日額 4, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	日額 4, 0 0 0 円

※理事長に対する報酬は各年度180万円を上限とする。

※理事、監事、評議員選任・解任委員に対する報酬は各年度80万円を上限とする。